

2026 年度入学料・前期授業料免除申請のしおり

(学部学生向け・高等教育の修学支援新制度)

目次

事項	ページ
申請に関する注意事項	1
多子世帯に対する授業料等無償化について	2
新入生で入学料免除及び授業料免除を申請する場合の手続	3
前期授業料免除申請について【日本人学部生・新規申請】 →在学生で初めて申請する人は、このページの手續が必要です。	5
授業料免除申請のながれ	6

申請に関する留意事項

高等教育の修学支援新制度に申請を希望する方は、必ず以下のことを確認したうえで申請を行ってください。

入学料及び授業料免除の申請書類を提出した方は、下記の項目を確認し、了承したうえで申請しているものとして取り扱います。

- ① 修学支援新制度による入学料及び授業料免除については、日本学生支援機構による審査のうえ、決定した区分に応じた金額が減免されます。審査においては、日本学生支援機構の定める学業基準と家計基準を満たす必要があります。
- ② 入学料と授業料は原則支払いただくものですが、減免制度に申請を行った場合でも、免除が不許可となった場合のことを想定し、学費を工面できるように事前に準備をしてください。入学料は結果通知開始からの支払期限が2週間程度となります。期限までに支払が無い場合、除籍となりますので御留意ください。
- ③ 高等教育の修学支援新制度では、授業料減免と給付型奨学金はセットになっています。それぞれに申請が必要であり、どちらか一方でも欠けた場合は不備になり、審査されませんので、手続を忘れないようにしてください。
給付奨学金を新規申請する方は、4月6日に開催される奨学金出願説明会に参加し、奨学金の申請を行ってください。多子世帯を対象とした授業料減免を希望される場合も、日本学生支援機構での審査のため申請が必要です。
- ④ 申請受付後、日本学生支援機構で審査を行うため、選考結果通知や奨学金振込は6月～8月頃となります。
- ⑤ 高等教育の修学支援新制度で本学入学前に既に他の学校で入学料の減免を受けている方は、本学編入時の入学料減免の対象とはなりません。
- ⑥ 選考結果の配付が開始されたらメール等で通知しますので、速やかに受け取ってください。
- ⑦ 書類受付時や選考結果配付時の窓口対応者への暴言、理由が無く申請の手順を無視した要求を行い、要求が受け入れられるまで居座り続ける等の迷惑行為をされた場合、今後の免除申請を受け付けません。
- ⑧ 申請に関する問い合わせは、学生本人が窓口、メール等で問い合わせてください。

令和7年度から実施された多子世帯に対する授業料支援について

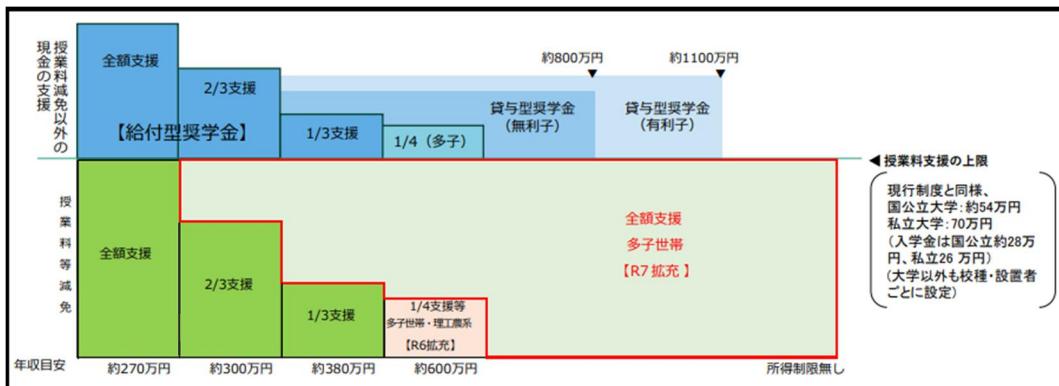
令和7年度より、学部学生を対象とした高等教育の修学支援新制度において、多子世帯に対する支援（授業料等無償化）が新たに追加されました。

高等教育の修学支援新制度では、日本学生支援機構の審査を経て、多子世帯であることが認定されなければ免除なりません。そのため、大学への授業料減免の申請手続きと、日本学生支援機構への給付奨学金の申請手続きがそれぞれ必要になります。

日本学生支援機構の審査では、マイナンバー情報より、最新(2024年12月31日時点)の住民税上の扶養人数を確認します。予め、生計維持者のマイナポータルや課税証明書で扶養する子ども等の数が3名以上であることをご確認ください。(住民税上の扶養人数で確認できる子ども等の数が3名より少ない場合、実態が多子世帯であっても「多子世帯」の認定はされません。)

具体的な手続きは、次ページ以降で案内する新規申請と同じ手続きが必要になります。

○高等教育の修学支援新制度における多子世帯支援のイメージ(文部科学省資料から抜粋)



○扶養人数：マイナポータル確認画面（国事業「デジタル活用支援推進事業」標準教材より抜粋）

- ① ホーム画面を下から上にスクロールします ② おかげの中の「税・所得」を押します ③ 所得や個人住民税の情報が表示されます(毎年7月頃に更新) ④ 確認したい年度を押すとより詳細な情報を見るすることができます



↓にスクロールし、
「扶養控除情報▼」
・一般 ・特定
および
「16歳未満扶養者数」
の合計が3名以上である
ことを確認

30

○扶養人数：課税証明書確認箇所（文部科学省サンプルから抜粋）

確認いただいた扶養人数が2名以下の場合、
多子世帯として認定されません。
2024年12月31日時点の扶養人数の実態
と相違がある場合は、3月末までにお住まいの
市役所へご相談いただくとともに、学生課生活
支援係へ状況をご報告ください。
※配偶者や老人等は、扶養する子ども等の人
数に含まれませんので、ご注意ください。

新入生で入学料免除及び授業料免除を申請する場合の手続

日本人等学部生(高等教育の修学支援新制度)申請

免除対象者に該当する者で、入学料免除(徴収猶予申請を含む。以下同じ)を申請した者については、選考のうえ、入学料の一部を免除することができます。

本学は、2020年4月から国が実施している「高等教育の修学支援新制度」(入学料・授業料等減免、給付型奨学生)の対象校になっており、学部の新入生や在学生で、支援対象要件を満たす場合は、日本学生支援機構の給付型奨学生の支給、入学料及び授業料の減免措置が行われます。

入学料及び授業料免除については、この案内に記載する要領に基づき大学に申請を行ってください。奨学生については、別途日本学生支援機構へ申請する必要がありますので、新規に申請する方は 2026年4月6日に開催予定の「日本学生支援機構奨学生出願説明会」に必ず出席して資料と説明を受けてください。資料だけの配付はしていません。

※入学料免除を申請した者は、選考結果がでるまでは入学料を納めないでください。

(入学手続き時に、「入学料猶予・免除申請予定」にチェックを入れてください。)

※入学料免除、授業料免除及び日本学生支援機構給付型奨学生がセットで審査されます。原則、いずれかを辞退することはできません。

手続きの簡単な流れ

1 専用フォームから期限内に Web エントリー

2(初めて制度に申し込む方) 4月6日開催の日本学生支援機構奨学生出願説明会に出席

※会場や時間は入学ガイドブック②を参照

3(高校で給付奨学生の予約採用候補者になった方) 採用候補者決定通知(提出用)を送付し、手続きを進める

※手続き方法の詳細は入学ガイドブック②または学生課 HP

(<https://student.office.tut.ac.jp/livingsupport/scholarship/nihongakusei.html#p01>) を参照

※貸与奨学生のみ予約採用候補者になっている方は、2(初めて制度に申し込む方)において新規で給付奨学生出願の手続きが必要です。

4(高専等で制度を利用している方) 学生課に編入手手続き希望を専用のフォームで連絡

※フォーム等は入学ガイドブック②を参照

(注意)

本制度に申請する方は家計の状況にかかわらず全員給付奨学生への申請も必要です。給付奨学生への申請を行わなかった場合、授業料減免も認定されませんのでご注意ください。多子世帯に対する授業料支援に認定された場合、家計基準を満たしている場合は給付奨学生にも採用されますが、所得が基準を超過している場合は、給付奨学生は支給対象外となります。

[免除対象者]

・住民税非課税世帯、それに準ずる世帯の学生、多子世帯に属する学生

・学業優秀と認められる場合

・日本国籍を有する者

等の日本学生支援機構の要件を満たす者

詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

※留学生(「留学」の在留資格を持つ者)は、対象者ではありませんので、申請できません。

[免除申請の期限等]

申請を希望する場合は、下記 URL の申請フォームから学生本人が



次ページの表の期限までに必ずエントリーしてください。

<https://forms.gle/7E28Dtf9bK4B5Tbv9>

※入学料・授業料減免の申請は基本的に上記のエントリーのみで完結となります。別途、奨学生の手続きを進めてください。

△注意:高校で給付奨学生の予約採用候補者になっている方

採用候補者決定通知の写しを提出いただく必要があります。

<写しの提出方法>

・Google アカウント(~@gmail.com) でエントリー画面にログインした方: フォームへ添付

・Google アカウントでエントリー画面にログインしない方: メールで送付

送付先: 学生課生活支援係 (seikatsu@office.tut.ac.jp)

件名: 2026 年度日本学生支援機構採用候補者決定通知の送付について

本文: 受験番号、出身高校、氏名 を記載してください。

・入試区分における申請期限

入学区分		エントリー期限
第1年次入学者	学校推薦型選抜	1月 27 日(火)
	一般入試(前期日程)	3月 20 日(金)
	一般入試追加合格者	大学から申請有無の確認
第3年次入学者	1月 27 日(火)	

※該当する「入学区分」に従い、期限までに手続きを行ってください。

[問合せ先]

e-mail:seikatsu@office.tut.ac.jp

[その他]

- ・選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、学生課窓口にて配付予定です。免除が不許可になった者及び一部免除を許可された者は、所定の期日までに指定された額の入学料を納入しなければなりません。所定の期日までに納入しない場合は、本学学則の定めるところにより除籍されますので注意してください。
- ・2025 年4月から 2026 年3月の間に、学資負担者が死亡した場合又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納入期限までに入学料の納入が困難な場合等、高等教育の修学支援新制度以外の支援を受けることができることがあります。上記の様な特別な事情がある場合は問合せ先までご連絡ください。
- ・扶養人数の確認等は 2024 年 12 月 31 日時点で行いますが、2025 年 1 月～2026 年 3 月の間で、以下に該当する場合は、扶養人数や扶養者の変更を考慮できる場合があります。
上記[問合せ先]より、事前にご相談ください。
- ・生計維持者の出生等により、新たに扶養する子ども等の数が増え多子世帯になった場合
- ・生計維持者の死別、離婚、暴力による避難等で扶養者が変更になっている場合

【在学生】修学支援新制度に新規申請し、授業料減免を受けようとする方の手続

免除対象者に該当する者で、授業料免除を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額又は一部を免除することができます。

この制度を申請する場合は、給付奨学金の申請も行わなければならない等の条件がありますので、下記の手順を確認して申請してください。

手続きの簡単な流れ

1. 専用フォームから期限内に Web エントリー

2. 4月6日開催の日本学生支援機構奨学生出願説明会に出席して奨学金の申請手続き

※説明会会場や時間は教務情報システム等の案内を参照

(注意)

本制度に申請する方は家計の状況にかかわらず全員給付奨学金への申請も必要です。給付奨学金への申請を行わなかった場合、授業料減免も認定されませんのでご注意ください。多子世帯に対する授業料支援に認定された場合、家計基準を満たしている場合は給付奨学金にも採用されますが、所得が基準を超過している場合は、給付奨学金は支給対象外となります。

[授業料免除対象者]

・住民税非課税世帯、それに準ずる世帯の学生、多子世帯に属する学生

・学業優秀と認められる場合

・日本国籍を有する者

等の日本学生支援機構の要件を満たす者

詳細 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>

※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は、対象者ではありません。

[授業料免除申請の期限等]

申請を希望する場合は、下記 URL より学生本人が
3月6日（金）までに必ずエントリーしてください。

<https://forms.gle/IQYkk6PpBYCRig57q>



※本人確認のため、終身メールアドレスでログインしてください。

また、本制度の授業料減免を受けようとする場合、給付奨学金の申請も必要になりますので、
4月6日（月）の給付奨学金出願説明会に必ず出席し、期限内に出願を行ってください。

[結果発表]

選考結果は、日本学生支援機構から連絡あり次第、通知する予定です。

[その他]

・家計急変時の申込は、隨時相談を受け付けています。急変事由発生後速やかに申し出てください。

・申請された内容によっては、追加書類等の提出などを願いする場合があります。

・扶養人数の確認等は 2024 年 12 月 31 日時点で行いますが、2025 年 1 月～2026 年 3 月の間で、以下に該当する場合は、扶養人数や扶養者の変更を考慮できる場合があります。問合せ先より、事前にご相談ください。

・生計維持者の出生等により、新たに扶養する子ども等の数が増え多子世帯になった場合

・生計維持者の死別、離婚、暴力による避難等で扶養者が変更になっている場合

※問合せ先

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

学生課生活支援係

e-mail: seikatsu@office.tut.ac.jp

授業料免除申請のながれ（2026年度前期）

